

## 南部の再建とネグロ

——伝統的再建史解釈への一批判——

山 岸 義 夫

【要約】 アメリカ史上、再建の時代は第二次アメリカ革命＝南北戦争の第二段階として把握されるべき重要な時期であるにもかかわらず、南部の再建の真の性格は再建史家のネグロに対する激しい人種的偏見によつて見失われてきた。本稿は、再建州の中で一般に典型的再建州として把握されているサウス・カロライナをとり上げ、再建の時代に南部のネグロが政治的社会的自由の獲得、南部社会の民主化のためにいかに行動したかを考察し、伝統的再建史解釈の批判を試みとしたものである。南部の再建は、北部急進派の支配の枠内において進められたものであるが、総じて再建諸州内部の民主的勢力、なかんづくネグロの動向によつて著しく制約されている。殊にサウス・カロライナにおいては、ネグロは有能なネグロ指導層に率いられて一大勢力を結集し、民主的諸権利の獲得、州の民主的再建のために闘つた。また「野蛮の文明に対する支配」として非難されてきた再建政府の事業の中にも、民主的州憲法の制定、公立学校制の樹立、税制の改革など多くの民主的成果が激えられる。南部の再建はネグロの側から見ると、南部社会の民主化の運動であり、ネグロが独立の勢力として歴史の舞台に登場することを示すものである。

### 一、はじめに

アメリカ史上、再建期（Reconstruction Period, 1865—77）は、これに直接先行する南北戦争とともに、最も厳密な意味で現代アメリカの出発点となつた重要な時期である。

事実、これを裏づけるように、アメリカの歴史家の間においてこれまで再建史の研究がかなり活潑に展開されてきた。周知のように再建史の学問的研究は、今世紀初頭のロンビア大学におけるバージェス、ダンニングの活動に始まる。なかんづく後者の指導によつてコロンビアは再建史

研究の淵藪となり、いわゆるダンニグ学派 (Dunning School) と称せられる一学派の成立をすら見た。以来、過去半世紀の間に、一群の再建史家の輩出によつて多数の著書、論文が公刊され、一方、二十年代の社会学派 (Sociological school) の抬頭とあいまつて、史家の観点も憲政史中心から社会史中心へ Reconstruction in the South から South during Reconstruction へと移行し、再建史研究は多大の成果をおさめてきた。<sup>①</sup>かくて今日においては、バージェス、ダンニグによつて代表される初期の憲政史的研究は著しく、光彩を失つた感がある。

しかし、このような再建史研究の発展にもかかわらず、再建期の歴史的性格は今日なお充分に究明されていないように思われる。その最も根本的な欠陥として、再建史家のネグロに対する人種的偏見があげられる。例えばバージェスは、ネグロに選挙権を附与した一八六七年の連邦議会の再建政策を批判して、「この新しい有権者を生み出すために連邦議会は馬鹿げたことを行つた。たとえ罪悪ではないにせよ、大きな政治的錯誤を犯したことは今や疑いのない事実である。南部の白人をネグロの支配下においたことは、

文明に対する冒瀆であつた。政治的倫理の観点から見て、黒い皮膚に何ら差別が存在しないという主張は、途方もない詭弁である。黒い皮膚はこれまで情熱を理性に従わせることに成功したのではない、したがつていかなる形態の文化をも創造することがなかつた人種の構成員たることを意味する<sup>②</sup>」と述べている。このようにバージェスにおいては、ネグロに対する選挙権の附与は大きな政治的錯誤、文明に対する冒瀆を意味するものとして扱えられ、また彼の眼にはネグロの政治への参加は、アメリカの政治的原理を蹂躪する、きわめて醜悪なものとして映じたのである。いうまでもなく、このような主張の背後にあるものは白人優越主義 (Doctrine of White Supremacy) の信念であり、それは裏から見ればネグロに対する激しい人種的偏見である。

ところで、われわれにとつて問題なのは、このような人種的偏見がひとりバージェスのみならず、多かれ少かれ再建史家一般に共通して認められるものであり、これによつて今日まで再建史が著しく歪曲されて解釈され、叙述されてきたことである。彼らは異口同音に再建の諸手段を激しく非難し、ネグロの政治的参加、すなわち、野蛮の文明に

対する支配によつて、再建期はアメリカ史の中で最もアブノーマルな、かつ腐敗の最も甚だしい時期となつたと主張してきた。この点、再建史研究の礎石を築いたといわれるダンニングも決して例外と見做されるものではない。<sup>⑤</sup> さらにまた、近年自ら revisionist たることを標榜して再建史を執筆したクルターにおいても、むしろこのような傾向が一段と強化されているようにすら思われる。<sup>⑥</sup> 黒人史家、デュ・ボイスは、「少数の例外を除いて、再建史はことごとくネグロの劣等性に対する熱狂的信者達によつて書かれてきた」と述べているが、この言葉は決して単なる誇張として斥けることのできないものであろう。

人種の偏見によつて歪曲された再建史の叙述は、南部史の發展にきわめて重要な影響をあたえてきた。いわゆる堅固な南部 (Solid South) の形成は、十九世紀後半の南部史を特徴づける事件であるが、これは直接には白人優越主義のスローガンの下に、南部のデモクラットのネグロ選挙権剝奪運動を通じてもたらされたものであつた。<sup>⑦</sup> しかも彼らはネグロ選挙権剝奪の法的措置を講ずるにあつて、再建の諸手段を激しく非難し、これによつて彼らの行動を正

当づけたのである。例えば、この運動の最大の立役者たるサウス・カロライナのベン・ティルマンは、この点について次のように述べている。「再建、この愚行、無秩序、秕政、掠奪を余はいかなる言葉をもつてしても、表現するところが出来ない」と。このティルマンの言葉と同様の響きをもつ言葉は、そこに語調の多少の強弱はあれ、グラース、グラレーディ、アイユックなど、新南部の指導層のスピーチの中に容易に見出しうるものである。

さて、われわれがここで指摘したいことは、このようにして急速に昂つてきた人種の偏見の渦の中に身をおいて、南部の歴史家達は再建史の叙述を行い、再建を激しく誹謗し、ネグロの政治的参加を罵倒することによつてネグロの選挙権剝奪運動を助長したことである。いわば再建史家は、南部における白人支配を正当づけるために再建史の叙述を行つてきたのである。再建史家が彼らの研究から導き出したものは、ネグロは再び政治に参加させてはならないという確固たる信念であつた。「南部の白人が、多大の犠牲（再建の犠牲——筆者）を払つて学び、かつ永久に心に刻みつけた教訓は、ネグロに再び政治を支配せしめてはならない

いということ、そしてこのような災難を防止するために、白人はたとえ彼らが異つた政治的見解をもつていたにしても、常に團結しなければならぬということである。」<sup>⑤</sup> サウス・カロライナの一史家、ヘンリー・トムプソンの述べたこの言葉は、ソリッド・サウスがいかにして形成されたか、またこの形成過程に再建史家がいかなる役割を果したか、再建史歪曲の根本的理由を雄弁に物語るものである。

もちろん、このような人種的偏見によつて歪曲された再建史の解釈——伝統的再建史解釈に対して、アメリカの歴史家の間で真面目な批判と反省が全然なかつたわけではない。すでにわれわれは、デュー・ボイス、ピール、シムキンズ、アレンなどのいくつかのすぐれた批判をもつているが、この中で最も注目すべきものはシムキンズの批判であろう。彼は、「南部再建の新観点」(New View Points of Southern Reconstruction)と題する論文の中で再建史の批判を試み、再建史の究明を市民的義務であると主張し、「この未だに時宜に適した歴史的事件(再建—筆者)についての甚だしく党派的な判断は、再建史家に市民的義務を課する。再建史家は彼の扱う時期についてより分別ある、より新し

い見解を生み出さなければならぬ」と述べている。<sup>⑥</sup> そして彼は、狂乱せる政治は必らずしも狂乱せる社会生活を反映するものではないとして、再建期に白人も黒人も同様にその社会生活においては、この前後の政治的に混乱せる時期に劣らず、静穏かつノーマルなものであつたと述べ、再建期に社会生活の諸領域において農業上の改革、宗教上の改革、商業組織の発展など、きわめて建設的な事業が達成されたことを明らかにしている。<sup>⑦</sup> この点、再建期の税政が南部を混乱状態に陥れ、南部の経済的發展を阻止したという、従来の通説に対して一大修正を余儀なくせしめたシムキンズの功績は、高く評価されなければならない。

しかしながら、われわれは、再建史の究明を真正な市民的義務としてとり上げたシムキンズにおいてすら、なお再建期の政治は狂乱せる政治として把握されている点、注目しなければならない。さて、以上の如き再建史家の見解はわれわれに再建史の検討を要請するのであるが、本稿の目的は再建期のネグロの考察を通じて、伝統的再建史解釈の批判を試みんとするものである。以下、南部の再建にあつてネグロがいかに行動し、いかなる役割を果したかを考

察することとする。

① 代表的な再建史家の著作として次のものがあげられる

John W. Burgess, *Reconstruction and the Constitution* (1902)

W. A. Dunning, *Reconstruction* (1907)

W. L. Fleming, *Documentary History of Reconstruction*,

2 vols. (1906-1907)

*Ibid.*, *Sequell of Appomattox* (1919)

F. B. Sinkins and R. H. Woody, *South Carolina during*

*Reconstruction* (1932)

Merton Coulter, *South during Reconstruction* (1947)

② J. W. Burgess, *Reconstruction and the Constitution*, p. 133.

③ ダンニントは白人を知性と政治能力の代表者として、これに

対してネグロは何ら人種的誇りをもたないものとして把握し、

南部における白人のホーム・ルールの回復をきわめて同情的に

叙述している。

④ クールターは次のように述べている。「急進派の再建は失敗

するように運命づけられていた。それは高い理想的正義を装っ

て粗大な、物質主義的な計画を伴っていたが、その支配者達は

未経験の、無智な腐敗せる人々であつた」と。

⑤ W. E. B. Du Bois, *Black Reconstruction* (1935), p. 381.

⑥ 一八八五年にまずフロリダが財産資格選挙制を採用してネグ

ロの選挙権を剥奪するや、他の諸州も種々の選挙権制限規定を

設けてあいついでネグロの選挙権を剥奪した。シシッピー(一

八九〇)、サウス・カロライナ(一八九五)、ルイジアナ(一八

九八)、ノース・カロライナ(一九〇〇)、アラバマ(一九〇

一)「サマージニア(一九〇二)。

⑦ E. C. Rozwenc (ed.), *Reconstruction in the South* (1952)  
p. 85.

⑧ H. T. Thompson, *Ousting the Carpetbaggers from South*  
*Carolina*, p. 166.

⑨ W. E. B. Du Bois, *Reconstruction and Its Benefits*, A.  
H. R. XV. No. 4, pp. 781-96.

H. K. Beale, *On Rewriting Reconstruction History*, A. H.  
R. XLV. No. 3, pp. 807-827.

F. B. Sinkins, *New View points of Southern Reconstruction*,  
(1939). Reprinted in E. C. Rozwenc (ed.), *Reconstruc-*  
*tion in the South*, pp. 84-91.

James S. Allen, *Reconstruction* (1955)

⑩ E. C. Rozwenc, *Reconstruction in the South*, p. 85.

⑪ *Ibid.*, pp. 86-87.

## 二、南部の再建

再建期におけるネグロの動向を考察するにあつて、ま  
ず、南北戦争後アメリカが直面した南部の再建問題が、い  
かなる性格をもつものであつたかが問われなければならな  
い。一般に再建史家は、再建(Reconstruction)の意味を

狹義に理解し、これを南部分離諸州の連邦復帰の法的手段、ないしはその政治過程をさすものとして把握している。しかし、このような再建の理解の仕方は決して充分なものとはいえない。もし再建をこのように狹義に分離諸州の連邦復帰の問題に限定するならば南部の再建は分離諸州の連邦復帰が実現した一八六八年をもつて完了したといわなければならない。ところがこれに反して再建問題の実際の解決は、南北間の妥協の成立<sup>①</sup>によつて一八七七年、ヘーズ大統領が南部諸州から連邦軍隊を撤収するに至るまで、戦後十三年にわたる長年月を費している。<sup>②</sup>このことは南部の再建問題が、単に分離諸州の連邦復帰の問題に留まるものではなく、より広汎かつ複雑な性格をもつものであつたことを意味するものである。

ところで再建問題の重要性については、すでに南北戦争の終結当時、一八四八年のドイツ革命の亡命者であり、また南北戦争から再建期にかけて共和党 (Union Republican Party) のイデオログとして活躍した、炯眼なカール・シュルツによつて着目されていた。彼は一八六五年、ジョンソン大統領に命ぜられて南部の視察にあたつたが、

大統領に対する報告書の中で次のように述べている。

「一般に再建とよばれている事柄は、単に分離諸州の政治的機構、ないしはこれらの中央政府に対する憲法上の諸關係にかかわるものでなく、南部の全社会機構の再建、すなわち、他のアメリカ社会と調和するように新たなものとして再建されることを意味する。困難な事態の眞の性格は、次のようなものである。共和国の中央政府は、奴隷の解放を宣言することによつて南部における一大社会革命を開始したが、まだそれは完成していない。完成したのは革命の消極的部分にすぎない。奴隷は形式的には解放されたが、自由労働はまだ實際的に奴隷制度にとつて代つていない」と。

このカール・シュルツの言葉は、戦後の事態を正確に分析し、再建の本質を適確についたものといえよう。彼においては南部再建の問題は、分離諸州の連邦復帰と南部の社会機構の再建という、二重の性格をもつものとして把握されているのであるが、特に彼が後者に力点をおき、南北戦争によつて開始された革命が未完成であることを指摘している点、再建史の把握に注目すべき示唆をあたえるもので

ある。

さて、カール・シュルツが指摘するように、南部再建の問題は南北戦争の必然的結果として生み出されたものであるが、それは直接、北部産業資本の連邦制覇にかかわりをもつ重大問題であつた。周知のように南北戦争は、南部のプランター権力の基盤たる奴隷制度を廃棄することによつて、北部産業資本の勝利を確約したものである。しかし、南部における奴隷の解放は単なる法律上の解放にすぎないものであり、戦後、ネグロはなお、リンカーンの言葉が語るように、住むに家なき、耕すに土地なき階級として留まつていた。このことは、プランターの地方的権力の真の崩壊がなされていないこと、また、そこには再び奴隷制度が復活する危険性が多分に存在していたことを物語るものである。したがつて、北部が戦争によつてかちえた成果を確保するためには、南部社会の徹底的変革が約束されなければならなかつた。かくして、南部の再建は、北部産業資本とプランター・キャピタリストとの闘争の新局面、アレンの主張するように、第二次アメリカ革命（＝南北戦争）の新段階<sup>①</sup>として把握さるべき性格をもつものである。この新

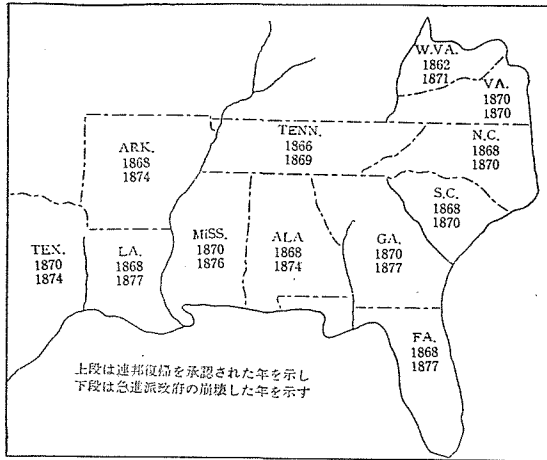
段階（南部の再建）における両者の闘争は、前段階における武力的闘争に比してすぐれて政治的闘争として展開されている。戦後の連邦議会におけるジョンソンと北部産業資本の代弁者たる共和党急進派との対立抗争、急進派の進出による南部に対しての軍政支配の樹立——旧南部盟邦指導層の追放——ネグロに対する選挙権の附与、さらにこれに対するデモクラットの反革命的闘争など、これら一連の事実を想起すると、この両者の闘争がいかに激しいものであつたかが容易にみとめられる。

以上、南部の再建が第二次アメリカ革命の新段階として把握さるべき性格をもつものであることを指摘してきたのであるが、このような南部の再建をめぐる闘争にネグロはいつたいいかなる役割を果したであろうか。この点について従来再建史家は、南部の再建を北部共和党の一方的支配として把握、南部における民主的勢力の動向を全く無視し、ネグロを単にカーペッター（Carpenter）やスキヤラワッグ（Scarawag）の追従者として叙述してきた。<sup>②</sup>しかし、このような見解は、人種的偏見によつて歪められた一面的なものといわなければならない。いうまでもなく、

再建の政治過程は個々の再建州の社会的、経済的諸条件の相違にもとづいて、それぞれ異つた展開を示しているが、概してネグロが多数をしめた諸州においては急進派の再建政府が比較的長期間にわたつて存続し、これに反してネグロが少数の諸州においてはこれがきわめて短期間に崩壊している。例えば、ネグロ人口が再建州の中で最高の比率を示したサウス・カロライナ、ルイジアナにおいては、急進派の支配は再建末期まで存続している。他方、白人人口がネグロ人口を凌駕した諸州、テネッシー、ヴァージニア、ノース・カロライナ、ジョージアなどにおいては、急進派の支配は成立直後いち早く反革命の前に屈している。

このような事実を考慮すると南部の再建が南部における急進派勢力によつて規定され、かつ、急進派勢力の基礎がネグロにあつたことが明らかである。また、この点からわれわれは、南部の再建が基本的には北部産業資本とプランター・キャピタリストとの抗争、前者による南部の政治的、経済的従属過程として把握されるものであるにもかかわらず、南部におけるネグロの動向を無視して充分な理解に到達しえないことをみとめることができる。

### 再 建 要 図



(W, A, Dunning, The Reconstruction, p.133による)

アメリカのネグロが、これよりほぼ一世紀を遡る独立革命において、植民地人の英本国に対する反抗の一勢力として貢献せるかたわら、彼ら独自の解放運動を積極的に展開したことは、すでにアブセカーによるすぐれた研究によつて明らかにされているところである。さらにアメリカ奴隷制度の歴史が二百五十回におよぶ夥しいネグロの陰謀と暴



動によつて特徴づけられている事実、あるいは逃亡奴隷とこれを援助したフリーネグロに対する刑罰がきわめて苛酷であつたにもかかわらず、南北戦争前夜に奴隷の逃亡が年を追うて増加しつつあつたことも周知の事柄である。このような伝統をもち、かつ、たえず奴隷制度の桎梏にあいつてきたネグロが、南北戦争におけるプランターの敗北、奴隷制度の廃止という異常の事件に直面して、プランターに対する隷属關係、さらには白人一般との固定せる社会關係に対して疑問を投げかけ、自己解放のために蹶起したことは容易に推察しうる事柄である。次に一般に典型的再建州として把握されているサウス・カロライナをとり上げ、再建期のネグロの動向を考察しよう。

① この問題については C. V. Woodward, *Reunion and Reaction* (1951) 参照。

② 南部再建政策については拙稿、「南北戦争後の南部再建政策の展開」史林第三六卷第四号、参照。

③ A. B. Hart, *American History told by Contemporaries*, Vol. IV, p. 454.

④ James S. Allen, *Reconstruction*, p. 29.

⑤ M. Coulter, *The South during Reconstruction*, p. 134.

⑥ H. Apherker, *Essays in the History of the American Negro*, 1945. 本書については今津晃氏のすぐれた紹介がある。西洋史学 15 (一九五二)

⑦ *Ibid.*, p. 11.

⑧ アプセカーは一八三〇年から六〇年までの三十年間に約六万の奴隷が北部に逃亡したと推定している。

### 三、戦後のネグロの動向

サウス・カロライナは旧南部の棉花王国の強力な一環を形成し、常に指導的役割を果してきた州である。南部における分離運動 (Secession Movement) は該州によつて先鞭をつけられたものであり、事実また南北戦争の発端を画した南部諸州の連邦脱退も該州の急進的分離主義者の指導の下に推進されたものである。グッドはその著、*The Cotton Kingdom* の中で、南北戦争前夜の南部はアメリカ史上で最も典型的なオリガークーを形成していたと述べているが、①プランター・オリガークーはサウス・カロライナにおいて最も集中的な表現を示した。このオリガークーの中核をなしたものは、海岸地方の大プランターおよび奴隷商人であつた。②彼らは州の政治機構を最小限に縮小し、こ

れを恣意的に支配した。サウス・カロライナのプランター・オリガーキーが何故にこのような強力な形態をとらざるをえなかつたか。ここではこの問題について立ち入つて考察する余裕はないが、この理由の一斑は州の人口構成を一瞥することによつてうかがうことが出来る。一八六〇年のサウス・カロライナの総人口は七十万三千七百八十人であるが、この中フリー・ネグロ、九千九百十四人、奴隸、四十二万二千四百六人を数え、奴隸人口の総人口に対する比率は五七・一パーセントで、南部諸州の中で最高の数字を示している。④ここでは二十九万の白人が四十万をこえるネグロを支配しなければならなかつたのである。

さて、サウス・カロライナにおいて再建はいかなる展開を示したのであろうか。すでに指摘したように再建史家は急進派の再建に対して激しい非難と罵倒を投げかけているのであるが、なかならずネグロが多数を占めた諸州において、再建政府の腐敗と弊害が最も著しかつたと主張している。例えばクルターは、サウス・カロライナとルイジアナについて次のように述べている。

「サウス・カロライナ、ルイジアナはハイチ(Haiti)を

別にすればネグロ支配の典型である……これらの州のネグロ政府の一般的特徴は、極端な陰惨さと荒廃ぶりにあつた。それは文明社会が政府から受けていたところの保護の停止を意味するものであつた」と。そして彼は再建政府を一種の破壊機関(An engine of destruction)とさえ極言している。しかし後に述べるようにこのような見解は決して正当なものではない。むしろネグロを中心に考察するならば、このような見解に反して、ネグロが多数を占めたサウス・カロライナにおいて再建闘争が最も活潑に展開され、かつ再建の成果もまた顕著なものであつたといえる。ここではまず、戦争直後の反革命的情勢の中でネグロがいかなる活動を示したかを見ることにする。

戦争によるプランターの敗北と奴隸制度の廃止は南部社会の一大転換を意味した。奴隸制度の廃止によるプランテーション制度の崩壊と敗戦のもたらした破壊と混乱によつて、戦後、南部は全くの無政府状態にあつた。一八六五年、南部の視察にあつたカール・シュルツは戦後の状態について「文明世界において南部ほど無政府的要素が蓄積されている場所はない」と報告している。このような状況の中

でネグロは著しい窮乏に瀕したが、彼らはさらに旧勢力の復活と闘わねばならなかつた。

一八六五年五月、ジョンソンは南部分離諸州の再建に着手したが、これと共に南部において次第に旧勢力が復活した。一八六五年九月十三日、コロンビアにおいて開催されたサウス・カロライナの憲法会議には多数の旧南部盟邦の官吏、士官および一八六一年の分離議会の議員が選出されていた。<sup>⑨</sup>このジョンソン議会は *up county* 出身の白人小農の圧力によつて、これまでブラックベルトの大プランターの寡頭的支配を可能ならしめてきた教区選挙制 (*Parish System*) および財産資格選挙制を廃止した。<sup>⑩</sup>これは大プランターにとつては一大打撃であつたが、白人小農に関する限り民主化の第一歩を意味するものであつた。しかしその他の点においては、この議会は全く反動的性格を示している。彼らはネグロに選挙権を附与せず、またネグロを議員割当の基礎として算定することを拒否した。また連邦政府の要求する奴隷制度の廃止についても、ネグロの労働を手仕事 (*manual labor*) のみに限定し、さらにプランターは奴隷解放に補償条件を留保しようとした。<sup>⑪</sup>しかし、連邦

政府がこれを承認しないことが明らかとなるや、ついに彼らも奴隷制度の廃止を決議した。つづいて同年十月に開かれた特別議会は、黒人取締法 (*Black Code*) を制定したが、これはネグロを劣等の人種として白人の統制下におき、彼らに強制的労働条件を課せうとしたものである。例えば、ネグロは白人との結婚を禁ぜられ、許可なくして農業以外のいかなる職業にも従事することが認められず、またいかなる場合にも酒類の製造ならびに販売を許されなかつた。

ネグロの労働時間は日の出から日没までと規定され、逃亡者は逮捕、処罰された。さらに浮浪人に対しては重い刑罰が課されたが、これはネグロが欲すると否にかかわらず、すべてのネグロに労働を強制することを意図したものであつた。<sup>⑫</sup>黒人取締法は、奴隷制時代の奴隷法 (*Slave Code*) を修正適用したものであり、フランクリンが指摘しているようにネグロを自由人として待遇せる手段として見做されないものである。<sup>⑬</sup>

黒人取締法の制定は、南部における旧勢力の復活を物語るものであるが、同時にそれは次第に昂りつつあつたネグロの解放闘争の激しさを物語るものである。奴隷制度の極

枯から解放されたネグロが、戦後、真先に要求したものは土地の獲得であつた。戦後、南部のネグロは一般に四十エーカーの土地と一頭の騾馬 (Forty acres and a mule) が政府によつて与えられるという確信をもつていた。ボストン・アドヴァタイザー (Boston Advertiser) の特派員があつたシドニー・アンドリュースは、一八六五年、南部の各地を旅行後、「プランテーション・ネグロの間には、政府によつて土地を与えられるという考えが一般に広まつている。この考えはネグロの不满と怠惰の根本原因である」と誌している。

ネグロの土地獲得の要求は、サウス・カロライナにおいて、すでに戦争中局部的に実現されていた。一八六一年十一月、連邦軍がポート・ローヤルを占領した時に百九十五のプランテーションを没収し、一万人以上のネグロを雇傭して棉花の栽培を行つた。つづいて翌年七月、連邦議会は叛乱諸州の土地に直接税を課したが、この際、ポート・ローヤルにおいて支払不能の不在地主のプランテーションを没収し、これを競売に附した。さらに一八六五年一月十六日、ウイリアム・T・シャーマン將軍の發布した野戦令十

五号 (Field order, No. 15) によつて、より急進的な政策がとられた。同法はチャールストンとポート・ローヤル間に散在する海上諸島 (Sea Islands) のプランターの放棄した土地を没収し、ネグロに附与することを宣言したものであるが、これによつて四十八万五千エーカーの土地がネグロに分割された。

以上のような措置によつて若干のネグロが土地所有にあづかることができたが、戦後、プランターがこれらの地域の土地の復帰を主張し、プランターとネグロの間に激しい衝突が惹起された。しかし、一八六五年五月、ジョンソンの大赦令 (The Proclamation of Amnesty and Pardon) の發布によつて、連邦税未納のために没収、売却されたポート・ローヤルの土地を除き、すべての財産は旧所有者に復帰され、ネグロは土地からの退去を余儀なくされた。

土地をめぐるプランターとネグロの葛藤は、ポート・ローヤルや海上諸島のみに限られたものではない。次に掲げる決議は、サウス・カロライナのプランターの会合において採択されたものであるが、これによつて両者の葛藤の激しさを充分うかがうことが出来る。

一、もしもネグロが彼の以前の所有者から正規の解雇の証明をえない限り、われわれはいかなる解放人とも契約しないことを誓約する。

一、いかなる状況の下においてもわれわれはネグロに土地を貸与しない。また、われわれは彼らが傭人としてわれわれの土地に住むことを許されない。<sup>⑧</sup>

土地問題の困難さと経済的不況のために多数のネグロが自発的に州外に移住した。一八六六―六七年の間に数千人のネグロがフロリダに、また二千五百人がリベリア (Liberia) に移住した。<sup>⑨</sup> さらに一八七〇年のセンサスによれば、九万七千四百九十二人のサウス・カロライナ生れのネグロが他の諸州に住んでいたことが認められる。<sup>⑩</sup> こうしてネグロは旧勢力の反動的手段に対して州外移住という消極的な抵抗を試みると共に、他方、彼ら自身の組織的な解放運動を展開した。戦後、南部の各地に黒人会議 (Colored People's Convention) があいついで開催されたが、一八六五年十一月、チャールストンにおいてサウス・カロライナ黒人会議が開催され、黒人生活の改善と向上の方途について協議した。この会議において一連の決議が採択され、州議

会に対して請願書が提出されたが、これには黒人取締法の撤回、市民権、裁判所における証言の権利、陪審出席の権利、黒人生活改善のための障碍の撤廃、白人との平等などが要求されている。そしてこれに附言して、以上の権利が自由人の権利であり、かつすべての共和制形態をもつ政府の下において不可欠のものであり、基本的なものであると主張されている。<sup>⑪</sup> さらに同会議は連邦議会上院に対して陳情書を提出した。これにはまず黒人取締法に反対し、次にすべての人間の生命、財産の保護、労働の自由を要求し、なかんずく土地問題に関して明白かつ公平な解釈 (fair and impartial construction) が政府の約束に与えられるべきことを要求した。さらに文明社会のエーゼントたる学校、講演、新聞が南部において認めらるべきこと、白人と同等の選挙権、陪審出席の権利、集会の自由、政治問題討論の自由、職業選択の自由など、一連の民主的権利の獲得を要求している。

アンドリュースは黒人会議について「それは白人によつて企画されたものでなく真の黒人会議であつた。大部分の代議員はもつとも安価なホームズパンを身にまとつたプラン

テーシヨンの働き手であつた」と述べている。この会議の代表的人物としてランシヤール (A. J. Ransier)、『キラーン (R. C. Delarge)』、『ナッシュ (R. Nash)』、『カーモーン (F. Cardozo)』、『デラニー (M. R. Delany)』、『ケイン (R. H. Cain)』などがあげられるが、これらの人物はいづれも州の再建に指導的役割を果たした人物でもある。

ネグロ会議に掲げられたネグロの権利と土地獲得の要求は、ネグロが新時代の諸問題を充分に認識し、かつ彼らが自己の要求の達成のために独立の勢力として登場していたことを示している。シムキンスは再建期のネグロについて「彼らは階級闘争に無関心であつた」と述べ、ネグロの革命性を否定しているが、南部の再建にあつてネグロが人間としての権利を要求し、自己の解放のために躍起したことは否定しえないものであらう。

- ① William E. Dodd, *The Cotton Kingdom* (1919), p. 121.
- ② アメリカ学会編「原典アメリカ史」第四卷六二頁。
- ③ デュ・ボイスは百八十人の大ブロンターによつてサウス・カロライナが支配されていたと説いてゐる。Du Bois, *Black Reconstruction*, p. 408.
- ④ 一八六〇年のセンサスによる奴隷州の人口と奴隷数の実数

	総人口	自由	黒人	奴隷	人口	奴隷の総人口に対する比率 (%)
サウス	1,109,801	7,300		275,719		24.8
ヴァージニア	1,596,318	58,042		490,865		30.6
ノース・カロライナ	992,622	30,463		331,059		33.6
ジョージア	1,057,286	3,500		462,198		43.7
サウス	604,215	355		182,566		30.2
アーカンソー	435,450	144		111,115		25.5
アラバマ	964,201	2,690		435,080		45.1
ミシシッピ	791,305	773		436,631		55.0
サウス・カロライナ	703,708	9,914		402,406		57.1
ルイジアナ	708,002	18,647		331,726		47.0
フロリダ	140,425	932		61,745		44.0

(〔菊地謙一「アメリカ黒人奴隷制度と南北戦争」二五六頁以下参照〕)

- ⑤ M. Coulter, *The South during Reconstruction*, p. 147.
- ⑥ Ibid., p. 148.
- ⑦ Ibid., p. 27.
- ⑧ Simkins and Woody, *South Carolina during Reconstruction*, p. 37. 以下 Simkins, *South Carolina の歴史*
- ⑨ Ibid., pp. 39-41.
- ⑩ Du Bois, *Black Reconstruction*, p. 386.
- ⑪ サウス・カロライナのノーマン・ローランドによつて W. L. Fleming, *Documentary History of Reconstruction*, Vol. I, pp. 294-310. 参照。

- ② John W. Franklin, *From Slavery to Freedom*, (1952) p. 299.
- ③ Simkins, *South Carolina*, p. 228.
- ④ Du Bois, *Black Reconstruction*, p. 386.
- ⑤ Simkins, *South Carolina*, p. 299.
- ⑥ Du Bois, *op. cit.*, p. 386.
- ⑦ *Ibid.*, p. 386.
- ⑧ Simkins, *South Carolina*, p. 233.
- ⑨ H. Aptheker, *A Documentary History of the Negro people in the United States*, (1951) pp. 544-47.
- ⑩ J. S. Allen, *Reconstruction*, pp. 228-229.
- ⑪ W. L. Fleming, *Doc. Hist. Vol. I.*, p. 350.
- ⑫ Simkins, *South Carolina*, p. 55.
- ⑬ F. B. Simkins, *A History of the South*, (1953) p. 296.

#### 四、急進派の成立

一八六七年三月、連邦議会によつて再建法(Reconstruction Act)<sup>①</sup>の發布を見たが、これと共に南部の再建は新段階に入り、ネグロは新たな活動を展開することとなつた。再建法はこれまで南部に実施されてきた大統領の再建(Presidential Reconstruction)を根本的に否定し、これに代つて連邦議会の急進派の指導の下に南部の再建を行な

なうとするものでもつた。再建法は急進派の再建(Radical Reconstruction)の法的枠を示したものであるが、それは南部に軍政支配を樹立し、旧盟邦指導層を追放し、新たにネグロに選挙権を与え、これにもとづいて南部の政治的再編成を行なおうとするものであつた。再建法は南部分離諸州の連邦復帰の条件として、憲法修正第十四条によつて追放された旧指導層を除き、ネグロを含むすべての成年市民によつて選出された議員によつて構成される憲法議会を開催し、ネグロに選挙権を与える新州憲法を制定し、これが完了した後に連邦議会の承認を受けなければならないと規定している。

ネグロは再建法の發布を熱狂的に支持した。サウス・カロライナのネグロ指導者、フランシス・カードローは再建法發布直後、共和党を支持して次のように述べている。

「北部にはコッパーヘッズ(Copperheads)と共和党との二つの政党がある。コッパーヘッズは南部の白人と一体になつてこれまで行動してきたし、また現在も行動しようとしている。これと反対にわれわれの盟友たる北部の共和党は、リンカーンの当選の日から今日まで、われわれの権

利のために闘つてきた。したがつてわれわれが後者と結合することは賢明なものなすところではなからうか……」<sup>⑧</sup> ネグロにとつて共和党は彼らの解放者であり、また自由の保証者であつた。

再建法発布以前、すでに南部のネグロは、ユニオン・リーグあるいはローヤル・リーグ (Union League or Loyal League) として知られる秘密結社を組織し、一大革命勢力を結集しつゝあつた。本来ユニオン・リーグは、南北戦争初期、フィラデルフィア、ニューヨーク、ボストンなど、北部の諸都市において発生したものであり、種々の宣伝活動を通じて北部の戦意を昂揚し、戦争の遂行を促進しようとするものであつた。この運動の中心になつたのは北部の戦闘的ブルジョワジーであり、東部の産業資本家や金融業者などの強力な支配下にあつた。<sup>⑨</sup> 戦後これが急速に南部に広まり、南部のユニオンスト (Unionist) やネグロを糾合し、共和党の有力な政治センターとして発展するにいたつた。南部においてユニオン・リーグはまず、up county のユニオンストを糾合したが、フレミングの推定によると、一八六五—一八六六年に南部の up county の白人の三〇パー

セントがこれに加盟していたといわれる。<sup>⑩</sup> つづいてリーグは、解放人管理局 (Freedmen's Bureau) の代理人やカーペットバッガーの活動を通じて、南部のネグロの間に普及するにいたつた。かくして多数のネグロが一八六六年から六八年にかけて参加すると共に、リーグはその性格を変えて全くネグロの組織と見做されるものとなつた。<sup>⑪</sup>

ユニオン・リーグがサウス・カロライナに何時根を下すにいたつたかは明らかではない。しかし、すでに一八六五年五月、当時、南部訪問の途にあつた合衆国最高裁判所主席判事、チェース (Salmon P. Chase) は、プランテーション地帯中心部のユニオン・リーグについて次のように述べている。「カウンティいたるところ、黒人はユニオン・リーグを組織しつゝある。……それは黒人の将来に大きな影響を与え、さらに彼らの居住する州の性格にも少からざる影響を与えるに相違ない」と。そして彼はジョンソン大統領に対して、ネグロは賢明な政治家ならば無視することのできなない大きな勢力をもつていと忠告している。<sup>⑫</sup> こうして広汎なユニオン・リーグの活動によつて、再建法発布の時期には、ネグロの大部分がこの強力な支配下にあつた。



一八六七年、サウス・カロライナにおいて、リーグの数は八十八に達し、州内のすべてのネグロがこれに登録されていたといわれる<sup>⑧</sup>。

これらのネグロと提携し、急進派の再建の推進力となつたものは、カーベットバッガーとスキヤラワッグであつた。

シムキンズの定義によるとカーベットバッガーとは、戦後、再建に関係ある種々の任務をおびて南部にやつてきた北部人であり、彼らは主として軍隊の士官、解放人管理局の代理人、教育者、宗教家、農業経営者などであつた<sup>⑨</sup>。カーベットバッガーに対して従来再建史家は卑劣な政治家と烙印し、彼らが自己の政治的、経済的野心を満足させようという不純な動機に導かれていたと述べてきたが、これは決して、正当なものではない。もちろん、彼らの中には時勢に便乗し、政治的、経済的好機にありつこうとした「政治ゴロ」<sup>⑩</sup>ともいうべきものがあつた。しかし、中にはまたネグロの解放を自ら任じてアポリシヨニストの情熱をもつてネグロの指導にあつたものも決して少くはなかつた<sup>⑪</sup>。

スキヤラワッグとは、急進派の再建に積極的に協調し、プランター権力に対決せんとした南部の白人に対して、南

部のデモクラットが与えた蔑称である。クルターは、南部の白人の中でいかなる人々が急進派に荷担したかについて、次のように分析している。彼はまず、著名な南部の急進派の多くは代表的な分離主義者 (Secessionist) であつたことを指摘し、またこれとは反対に分離を信ぜず、Dush-fucker あるいは逃亡者となつて戦争を否定した多数のもの、さらに旧南部の支配層に対して不平をもつていたもの、社会的劣等感をもつていたもの、戦時の徴用および人身保護令の停止に反対したものなど、要するに旧南部の社会にあつて不遇であつたもの、負債者、これらがすべて急進派にはしつたとしてゐる<sup>⑫</sup>。このようにクルターは、南部人の中で分離主義者と戦争反対者という全く立場を異にし、対蹠的な性格をもつ、好ましからざる分子が急進派に荷担したとしてゐる。この点、確かにスキヤラワッグの中には巧みにネグロの投票を駆集め、官職についた便乗主義者があつたことは否定しない。しかし、スキヤラワッグの大部分が up county の白人小農の出身であつたことを考慮すると、彼らをプランター権力との対決者として把握することは決して不当のものではない。

このようなカーペットバッガーやスキヤラワッグとネグロはいかなる関係に立つたか。一般にカーペットバッガーは解放者たる北部人の代表者としてネグロの希望をあつめていた。彼らはネグロ指導者と共にネグロをユニオン・リーグに組織し、ネグロに政治的訓練をあたえた。かくて彼らはすぐれた指導力と広い経験によつて、急進派の指導的地位に就くことができたのである。これに比してスキヤラワッグは南部の事情やネグロの性格に通じ、きわめて有利な立場にあつた。しかし彼らはネグロと全く経済的立場を異にした。またそこには奴隸制度が生み出した根強い人種的偏見が存在し、このため彼らはネグロに対して大きな支配力を振うことができなかった。一般に、ネグロが多数を占めた諸州では（なかんずくサウス・カロライナの場合）、スキヤラワッグはカーペットバッガーに比して優勢ではなかつた。

再建法発布後、ユニオン・リーグを基礎として南部に共和党の結成が見られた。サウス・カロライナにおいては、一八六七年三月、チャールストンにおいて十一人のネグロと二人の白人より成る委員会が組織され、共和党の結成に

着手した。委員会は混血児出身のグレーヴズ (R. H. Gleaves) を議長として綱領を採択した。これにはまず、再建法に対して熱狂的讃辞をあたえ、共和党が連邦の救済者たることを宣言し、ついで大土地所有の廃止、普通教育の実施、ネグロ選挙権の保護、その他一連の民主的改革を要求している。つづいてコロンビアにおいて十九カウンティからの代表者、七十人より成る会議が開かれたが、同会議は先に採択された綱領と同様の趣旨を含む綱領を掲げ、共和党の結成を決議した。<sup>⑩</sup> かくてユニオン・リーグを基礎として、ネグロ、カーペットバッガー、スキヤラワッグ三者の提携による、特異の性格をもつ南部の共和党が成立したのである。

ところで南部の共和党の基礎となつたユニオン・リーグとは一体いかなる目的をもつものであつたか。当時の一人物は、ユニオン・リーグの強力な組織と団体の鉄の訓練がなかつたならば、黒人は投票することができなかつたであろう。そして再建の諸目的も実現できなかつたであろう。<sup>⑪</sup>と述べている。この言葉から知られるように、リーグは明らかにネグロの投票を共和党に確保し、南部に共和

党の覇権を確立することを目的とするものであつた。しかし同時にリーグには、ネグロが、クー・クラックス・クラ  
ン<sup>④</sup> (Ku Klux Klan) をはじめ、その他の反革命勢力のテ  
ロルから自己を防衛し、集団的に解放運動を推進しようとい  
う明確な意図をもつていた。例えばサウス・カロライナ  
におけるリーグの活動が、ネグロが多数を占めたプランテ  
ーション地帯よりも、ネグロが少数であるにもかかわらず、  
比較的人種間の葛藤が激しかつた up county において活  
潑であつたという事実は、これを裏づけるものである。ネ  
グロはリーグを真に彼ら自身の組織と見做し、白人のテロ  
ルに対して自ら武器をとつて闘つた。

ユニオン・リーグの組織がいかに強力であつたかは、一  
八六七年十一月に実施された選挙人登録およびこれにつ  
づいて行われた憲法議会の一般投票の結果に明らかに示さ  
れる。

	白人	黒人	総数
登録総数	四六、八八二	八〇、五五〇	一二七、四三二
憲法議会賛成	二、三五〇	六六、四一八	六八、七六八
憲法議会反対	二、二七八	—	二、二七八
棄権	四二、三五四	一四、一三二	五六、四八六
賛成多数			六六、四九〇

憲法議会の一般投票についての賛成派の勝利は、サウス・  
カロライナにおける共和党急進派の勝利を意味するもので  
あるが、これはユニオン・リーグの活動に負うものといえ  
よう。

① 再建法については W. L. Fleming, *Doc. Hist.*, Vol. I, p. 401.  
参照。

② 毒蛇の名。民主黨員に対する蔑称。

③ H. Aptheker, *Documentary History of the Negro People*  
in the United States, p. 560.

④ J. S. Allen, *Reconstruction*, p. 93.

⑤ W. L. Fleming, *Sequell of Appomattox*, p. 180.

⑥ W. L. Fleming, *Doc. Hist.*, Vol. II, p. 3.

⑦ J. S. Allen, *op. cit.*, p. 93.

⑧ Sinkins, *South Carolina*, p. 75.

⑨ *Ibid.*, p. 73.

⑩ 例えばカーネット・マッカーの教育活動については、

H. L. Swint, *The Northern Teacher in the South*. 参照。

⑪ M. Coulter, *The South during Reconstruction*, p. 124.

⑫ Sinkins, *South Carolina*, pp. 82-83.

⑬ J. S. Allen, *op. cit.*, p. 94.

⑭ 白人の反革命的政治結社、一八六五年テネッシーの小都市ブ  
ラスキにおいて、一グループの旧盟邦軍人によつてはじめて組  
織されたが、同様の組織が急速に他の諸州にも発生した。一八

六七年五月、これらが連盟し、全南部的組織となつた。

⑭ Sinkins, South Carolina, pp. 452-453.

⑮ Du Bois, Black Reconstruction, p. 388.

## 五、再建政府の支配

一八六八年後、ネグロの圧倒的支持によつて、南部諸州に急進派の支配する再建政府が成立した。再建史家は、再建政府を「Blackout Honest Government」<sup>⑯</sup>とよび、またその議會を「Black Parliament」<sup>⑰</sup>とよんで激しい非難と罵倒を浴びせかけているが、この場合、特にネグロが多数を占めた諸州において、再建政府の腐敗と弊害が最も著しかつたと主張している。例えばフレミングはこの点について、「概して多数のネグロを擁した諸州においては最悪の経験をもつた。ここでは官吏は無知ないしは腐敗しており、例外なく不正手段が支配的であつた。再建政府のすべてがこのように運営されたので、彼らは有権者の中の尊敬すべき諸要素からの支持を確保することが出来なかつた」と述べ、再建政府の失敗の根本原因を新指導層の性格に帰している。<sup>⑱</sup>このような見解の背後には、再建政府は新指導

層の腐敗と墮落によつて自ら崩壊せざるをえなかつたという暗黙の前提がひそんでいるように思われる。以下、再建政府はいかなる構造をもつものであつたか、また再建政府の下でネグロはいかなる進出を示したかについて考察を進めることとする。

南部諸州に成立した急進派の再建政府については、北部のジャーナリストたるパイク (James S. Pike) による叙述がのこされている。彼は一八七三年二月、サウス・カロライナを訪ずれたが、再建政府について次のように描写している。

「古いアリストクラティックな社会が存在した場所に、人類がこれまでに経験した中で最も無知なデモクラシーの粗野な形態が存在し、政府の機能があたえられている。彼らはほんのわずか黒人の血の混つた混血児から真黒なアフリカ人にいたるまで悉く黒人であり、その服装はフロックコート<sup>⑲</sup>の古物から粗末なよごれた野良着にいたるまでさまざまである。……………それは暴力によつて野蠻が文明を圧倒したものであり、主人の広間での奴隸の叛乱であり、主人を足でふみにじつているものである。……………下院(House

of Representative) に入ろう。ここには百二十四人の議員が席をしめている。この中二十三人が白人であり、彼らは古い文明の残存を代表するものである。彼らは服装も立派で実力ある市民である。彼らは選出された社会の有力かつ卓越せる人物である。彼らはすべて hill county の出身である。……………ネグロの群衆は討論し、騒ぎ立て、法律をつくり、喧騒と混乱を生み出している。……………議長も黒く、書記も黒く、給仕も黒く、守衛も黒く、道路交通委員会の委員長も黒く、牧師も石炭のように黒い」<sup>④</sup>。

このバイクの叙述はこれまで再建史家によつて再建政府の古典的叙述として屢々引用され、再建政府はネグロの白人に対する圧倒的支配、野蛮の文明に対する支配を意味するものとして主張されてきた。しかし、この主張には多分の誇張がある。バイクの叙述から知られるように、再建政府の議会はネグロと白人によつて構成される特異な性格をもつものであつた。これらの白人は大部分 up county の出身であり、またネグロの大部分も解放奴隷であつた。これらの議員の経済的地位は、次に掲げる一八七〇—七一年の下院議員の職業別分類によつてどうかごうことができる。<sup>⑤</sup>

弁護士十人、農民三十一人、医者九人、牧師十七人、教師十二人、プランター十六人、商人十三人、洋服商三人、書記三人、石屋二人、建築業者八人、技術者一人、大理石商人一人、大工八人、ホテル経営者二人、薬剤師一人、簿記係一人、車大工一人、馬車製造人四人、鞣皮工一人、職工二人、薬品商一人、会計検査官一人、帽子製造人一人、鍛冶屋一人、仕立屋一人。これらの事實は、明らかにサウス・カロライナの支配権がかつての大プランターの手から白人小農およびネグロに移つたことを意味するものである。しかし、再建政府は再建史家が主張するように、ただちにネグロの支配として受けとれないものである。次に掲げる表は、デュ・ボイスによつて集計された一八六八年から一八七八年までのサウス・カロライナ州議会の人種別構成を示す表であるが、これによるとネグロの州議会への進出はめざましいものがあり、特に下院においてネグロは一八六八年から一八七三年まで、常に過半数を占めている。しかし、ネグロの下院の支配は決して絶対的なものではなかつた。デュ・ボイスが指摘しているように、下院の白人議員は白人が上院を支配していたことから常に下院のネグロ

サウス・カロライナ州議会議員人種別構成 (1868~'78)

	上院		下院		総計		総計
	ネグロ	白人	ネグロ	白人	ネグロ	白人	
1868~'69	10	21	78	46	88	67	155
1870~'71	10	20	75	49	85	69	154
1872~'73	16	17	80	42	96	59	155
1874~'75	16	17	61	63	77	80	157
1776~'78	4	14	58	64	62	78	140

(W. E. B. Du Bois, Black Reconstruction, p.404 による)

たのである。

事実、サウス・カロライナの再建政府の支配権を掌握したのはカーベットバグガーの一群であつた<sup>⑦</sup>。例えば州の主要な官職として、知事 (Governor)、副知事 (Lieutenant Governor) の外に州務長官 (Secretary of State)、会計

を制肘することが出た。したがつてネグロの下院支配は、上院の白人の大部分がネグロと行動を共にした時においてのみ可能であつたといえよう。このように、ネグロが最も多数を占めたサウス・カロライナにおいてすら、ネグロは州議会の絶対的支配権を掌握することができなかつ

検査官 (Comptroller)、出納官 (Treasurer)、検事総長 (Attorney-General) などがあげられるが、再建期にこれらの官職は殆んど大部分カーベットバグガーによつて占められていた。さらにこれまで再建政府の共通的特徴として指摘されているように、行政上の全権能は知事に集中し、また知事には公金 (public fund) に対する広汎な支配権、軍隊および警察の指揮権、さらに連邦政府に対して連邦軍隊の派遣を要請する権限まで与えられていた<sup>⑧</sup>。サウス・カロライナにおいて知事としてこのような権限を行使しうる地位につくことが出来たのはカーベットバグガーのスコット (Robert K. Scott)、チェンバマン (Daniel H. Chamberlain) およびスキヤラワッグのモーゼ (Franklin J. Moses) であつた。

次に再建政府を構成したネグロは再建史家が主張するよう、決して無知文盲の徒ではなかつた。この点についてシムキンスは、「ネグロ議員の大部分は、かつての奴隷であり、奴隷解放の時期には三分の二ないしは四分の三の者が文字を知らなかつた。しかし一八七一年までに大部分の者は読み書きを習つてゐた<sup>⑨</sup>」と述べている。またウッドソン

ンは、「一丁字も知らない人々が屢々述べているように、

再建は州議会においてではなく、学校で始まった (Reconstruction began in the schoolhouse not in the State-house)。

当時の無分別な人々はこれを知らなかつた」と述べているが、この言葉は注目すべき意義をもつ。南部においてはずべてに戦争中、北部の宣教師がネグロに対する教育活動を展開していた。また連邦軍の南部進駐と共にネグロの学校が設立され、北部のネグロ救済協会や解放人管理局から派遣された多数の教師によつてネグロの教育が行われていた。このような教育活動によつてネグロの文盲は一八七〇年までに七十九・九パーセントに減少した<sup>⑩</sup>。さらに

ネグロは、ユニオン・リーグの活動を通じて議会の觀念や討論についての基本的知識を獲得していた。かくてネグロは、急進派の再建の開始の時期には充分彼らの政治的権利を行使しうるに足る学力を身につけることができたのである。当時の一觀察者は「上院の議長も下院の議長もいづれも黒人であつたが、上品かつすぐれた人物であり、高い教育を身につけていた。彼らはコモンウェルスの議会を立派に運営したであらう<sup>⑪</sup>」と述べているが、この言葉は單なる

誇張として斥けられないものであらう。

ネグロはカーベットバグガーやスキヤラフッグの單なる追従者として留まつていなかつた。彼らは白人指導者以外に、南部あるいは北部出身のすぐれたネグロ指導者をもつていた。サウス・カロライナにおいてネグロ指導者はきわめて興味あるグループを構成している。これらの代表的人物として、カードーン (E. L. Cardozo)、ケイン (R. H. Cain)、エリオット (R. B. Elliot)、ランシヤー (A. J. Ransier)、ライト (J. J. Wright)、ナッシュ (Beverly Nash)、リー (S. J. Lee)、デラージ (R. C. Delarge) などがあげられるが、次にシムキンズ、デュ・ボイスの記述を中心にこれらの人物の素描を試みることにする。この中で最も卓越した人物はカードーンであつた。彼は自由人生れの混血児で、チャールストンのユダヤ人の經濟学者、J・N・カードーンを父として、ネグロとインディアンの血をひく女性を母として生れた。イギリスのグラスゴー大学を卒業後、暫らくロンドンに住み、その後、ニュー・ヘヴンに渡り長老派の牧師となつた。戦後、チャールストンに移住し、Avery Institute の会長となつた。再建政府において州務長官 (一

八六八—七二〇、州財務長官(一八七二—七六)をつとめたが、彼は廉直な人物であり、數回告訴されたが常に無罪を証明されたという。ケインは北部の教会を歴任し、一八六五年宣教師として南部に入つた。はじめサウス・カロライナの有力なネグロ新聞、"Missionary Record"の編集にあつた

つたが、後、州上院議員に一回、連邦議會議員に二回選出された。彼はすぐれた知的才能と指導力をもち、また常にネグロの向上を目的とする運動に参加していたといわれる。

マサチューセッツ出身のエリオットはイギリスのイーボン・カレッジを卒業、当時一流の弁護士となつた。最初、チャールストンでネグロ新聞の編集にあたり、連邦議會に二回選出された。彼は雄弁の才に恵まれ、かつすぐれた指導力をもつていた。ランシャーは南部のフリー・ネグロの出身であるが、戦後、ネグロの平等権(Negro equality)の唱導者として知られた。一八六八年、州下院議員、一八七二年、連邦議會議員となり、一八七〇年、最初のネグロ副知事となつた。ネグロ上院の選挙監督官として活躍したのはリッチモンド出身のナッシュユであつた。彼は解放奴隷であるが、戦後、コロンビアのホテルのウエイターとなり、

ここで読み書きを習つたといわれる。リーは一八七二年、ネグロ最初の州下院議長に選出され、二年間在職した。彼はサウス・カロライナの農民の出身であるが、独学で弁護士の資格を獲得した。彼は聡明かつ懇懇、当時、州内で最も信用ある弁護士の一人であつた。

これらのネグロ指導者について、デュー・ボイスは「皆貧しく、彼らのある者は疑いもなく収賄あるいは不正利得にあづかつた。しかし全く節操のない自己の信念を金で売るような者は殆んどなかつた」と評している。概してこれらのネグロ指導者は、その人格、手腕において、また議會における活動において、カーペットバッガーやスキヤラワツグに比してさして遜色がなかつたといえよう。さらに彼らが戦後の経済的不安の時期に常に反革命のテロルの中で行動しなければならなかつたことを考慮すると、彼らが再建に果した役割はきわめて大なるものがあつたといひうる。

ネグロは知事にこそ選出されなかつたが、副知事その他の州の主要官職にもそれぞれ一回ないし二回任命されている。しかし一般にネグロが就任した官職は、警察官(Constable)、治安判事(Justice of Peace)、郡視学などの地



方官吏であつた。<sup>⑩</sup> しかもこれらの地方官吏も、ウッドソンが指摘しているように、その大部分は白人によつて占められていた。<sup>⑪</sup>

以上、再建政府の支配構造を見てきたが、再建期のネグロの政治的進出はきわめて顕著なものがある。しかしながら再建政府は決してネグロの白人に対する圧倒的支配として把握されないものである。したがつてまた再建政府の非難をさへべき要素を一方的にネグロに転嫁し、ネグロ選挙権を誹謗する再建史家の見解も誤れるものといわなければならぬ。

- ① M. Coulter, *The South during Reconstruction*, p. 139.
- ② F. B. Simkins, *A History of the South*, p. 278.
- ③ W. L. Fleming, *The Sequell of Appomattox*, pp. 221-222.
- ④ W. L. Fleming, *Doc. Hist. Vol. II*, pp. 51-52.
- ⑤ Du Bois, *Black Reconstruction*, p. 405.
- ⑥ *Ibid.*, p. 404.
- ⑦ カーネット・バッカーは各州において重要な役割を果しているが、特にネグロが多数を占めた諸州、サウス・カロライナ、ルイジアナ、フロリダ、ミシシッピにおいて、その支配が強力であつた。これに対してヴァージニア、ノース・カロライナ、

ジョージア、テネッシー、テキサスなど、比較的ネグロが少数の諸州ではスキヤラワックが支配的であつた。

- ⑧ W. L. Fleming, *The Sequell of Appomattox*, p. 223.
- ⑨ Simkins, *South Carolina*, p. 382.
- ⑩ C. Woodson, *The Negro in our History*, p. 382.
- ⑪ *Ibid.*, p. 382.
- ⑫ Simkins, *South Carolina*, p. 129.
- ⑬ *Ibid.*, p. 129.
- ⑭ Simkins, *South Carolina*, pp. 130-133.
- ⑮ Du Bois, *Black Reconstruction*, pp. 402-403.
- ⑯ *Ibid.*, p. 405.
- ⑰ M. Coulter, *op. cit.*, p. 143.
- ⑱ C. Woodson, *op. cit.*, p. 403.

## 六、再建の成果

最後に南部の再建が、南部社会の発展に、さらにまたネグロの解放に、いかなる役割を果したかについて一言することにする。従来再建史家は、激しい誹謗と罵倒の背後に再建の成果を隠蔽してきたが、再建政府の事業の中には南部社会の民主化に寄与したのも決して少くはなかつた。この点については、今世紀初頭いち早くデュ・ボイスによつて主張されながら、これまで反動的再建史家によつて全

く無視されてきた。<sup>①</sup>しかし他の再建州については異論が認められるにせよ、サウス・カロライナに関する限り、否定しえないものである。その一つは民主的な政治上の改革であり、他のそれは、黒人の白人との経済的平等を確保せんとした事業である。

一八六八年、カーペットバッガーの指導の下に制定されたサウス・カロライナ州憲法<sup>②</sup>は、民主的改革を要求する白人小農やネグロにとつて充分満足にあたえるものであつた。戦前、サウス・カロライナにおいては官吏の就任に対して

一定額の財産が要求され、選挙権についても部分的に財産資格が存在していた。<sup>③</sup>これに対して新州憲法は、黒人を含む普通選挙制を確立し、また官吏の就任に対する財産資格制を廃棄した。また婦人の権利が拡大され、妻は夫の負債のために財産を没収され、あるいは売却されることを禁止した。さらに負債による投獄を禁止し、財産の所有および相続について人種的差別を撤廃した。<sup>④</sup>シムキンスはサウス・カロライナ州憲法について、*「時代の最もすぐれた法原理を含む文書」*<sup>⑤</sup>と述べ、また伝統的再建史解釈の系列に属するクルターすら、これを南部人がこれまで希望して

きたもの以上にすぐれた憲法である」と評している。しかしこの最も充分な確証は、同憲法が一八六八年から一八九五年まで、すなわち、サウス・カロライナのデモクラットがホーム・ルールを回復した後までも存続した事実、さらにこれにとつて代つた一八九五年の憲法が、一八六八年の憲法の特徴の多くを包含していた<sup>⑥</sup>という事実の中に見出すことができる。

この憲法に盛り込まれた諸々の改革の中で特筆すべき意義をもつものは、教育制度の確立、地方制度の改革、税制の改革などである。まず、教育制度について見ると、それはきわめて進歩的なものであり、また法文化された州教育制度の最初のものとして、サウス・カロライナの教育史上画期的意義をもつものである。同憲法はまず普通教育制度を樹立し、六才より十六才までのすべての児童に最小限二年間、公立もしくは私立学校に就学すべきことを規定している。さらに公立学校 (Public School)、カレッジ (College)、州立大学 (State University) は、その費用の全額もしくはその一部を公費によつて支弁され、かつこれらの学校は人種を問はずすべての者に開放されるべきことを規定してい

る。また州および郡にはそれぞれ州視学 (State Superintendent of Education)、教育委員 (School Commission) を任命し、教育行政および監督の任にあたらしめた。<sup>⑧</sup> 再建期に兩人種の共学制は実施にいたらなかつた。しかし、公立学校制度の樹立によつて黒人の文盲は、一八六〇年の九十パーセントから一八八〇年の七十パーセントへと著しく減少した。<sup>⑨</sup> この点公立学校制度の樹立は、再建政府の事業の中でも最も顕著な成果をあげたものということができよう。

地方制度の改革の面でも再建政府は大きな成果をのこしている。再建政府の下で地方官吏は、奴隸制時代のプランターによる私的任命制度に代つて公選制度となり、また地方自治体に対しても広汎な自治権があたえられた。さらに司法面においても巡回裁判所 (Judicial Circuit)、遺言裁判所 (Court of Probate) が各郡に設置され、裁判官は公選となつた。<sup>⑩</sup> これらの地方官吏は一般にスキヤラワッダやネグロによつて占められたが、地方政府は彼らの経験と指導者の欠如にもかかわらず、比較的円滑に運営されたといわれる。<sup>⑪</sup>

また再建政府の発足と共に新税制が確立されたが、それはすべての財産に対して統一的評価率にもとづいて課税するものであつた。奴隸制時代、プランターの主要財産たる土地や奴隸に対してはきわめて低く評価され、他方、商人や自由職業に従うものに対しては高率の税が課されていた。例えば一八五九年、サウス・カロライナの土地に対する総税額は一千二十五万七千七百二十五ドルであつたが、これに対してチャールストンの土地および家屋の総税額は二千二百二十七万四千七十五ドルであつた。<sup>⑫</sup> この点新税制の成立はその民主的意義を高く評価されるべきものである。しかしながら、再建政府は課税額を充分徴収することができなかった。これは一つには財産所有者の戦後の一般的窮乏によるものであるが、より根本的な理由はプランターの組織的な納税ボイコット運動にあつた。<sup>⑬</sup> この納税ボイコット運動は再建政府の経済的基礎を切り崩し、一方において白人のホーム・ルール回復の闘争を激化したのである。

以上の新憲法の制定、これにもとづく一連の改革は、南部社会の民主化、ネグロの社会的地位の向上に重要な意義をもつものであつた。これによつてネグロに対する人種的

差別が法的に撤廃され、サウス・カロライナにブルジョワ民主主義の原則が確立されたのである。

ところで、南部の再建は果してネグロの解放を果したてあろうか。ネグロの完全な解放のためには土地の確保が不可欠の要件であることは早くから連邦議会の急進派指導層によつて着目され、またネグロの側からも土地の獲得要求がたえずなされてきた。再建政府の下で、この具体的な解決策として一八六八年のサウス・カロライナの憲法議会議に次のような提案がなされている。<sup>⑩</sup>

一、黒人の土地の購入にあてるために、州は連邦議会に對して百万ドルの貸与を申請すること。

一、州議会は土地委員を任命すること。

一、一定額以下のホームステッドは課税を免除されること。

一、奴隷の購入を目的とするすべての契約を無効と宣言すること。

この提案は憲法議会議において多数をもつて可決され、不動産一千ドル、動産五百ドル以下の家産に對して課税を免除する家産法 (Homestead Law) が成立した。また奴隷

売買の契約およびこれによる負債は廃棄された。さらに再建政府の下でこの決議にもとづいて土地委員が任命され、土地の購入にあたり、これをネグロに分割売却した。<sup>⑪</sup>しかし、連邦政府に對する土地購入資金貸与の申請は、政府の拒否によつていれられなかつた。さて、このような再建政府のネグロ自營農創設の努力は、再建史家によつて再建政府の愚行として非難されているが、これはネグロの政治的權利に經濟的裏付を与えんとするものであつた。しかしこれは何ら注目し得る成果をおさめえなかつたように思われる。シムキンズによれば、再建末期にネグロの土地所有者はネグロのわずか五パーセントにすぎなかつた。<sup>⑫</sup>かくして大部分のネグロはいわゆるシェアクロッパーとしてプランターあるいは新興の地方商人の下に經濟的隷屬を余儀なくされ、ネグロの解放もこれと共に全く曖昧なものとなつたのである。ここにわれわれは南部再建の歴史的限界を見出すことが出来るよう。

以上、南部の再建が南部における民主的勢力、なかんずくネグロの動向によつて制約されていることを指摘し、典型的再建州として一般に把握されているサウス・カロライ

ナをとり上げ、南部の再建にあつてネグロがいかに行動し、いかなる役割を果たしたかについて考察してきた。史料上の制約と筆者の能力から充分な考察を行へなかつたが、南部の再建はネグロの側から見ると、南部社会の民主的変革をめざす運動であり、この運動にネグロが、独立の勢力として歴史の舞台に登場しつゝあつたこと、またカーペックトバグラーの支配として把握される再建政府の事業の中に南部社会の民主化の上に注目すべき意義をもつものが決して少くなかつたことが明らかにされた。これらの事実を考慮すると、再建をもつてネグロの白人支配、あるいは野蠻の文明の支配として非難罵倒し、ネグロの選挙権の剝奪を正当化せんとする再建史家の見解も誤れるものといわなければならぬ。（完）

① Du Bois, *Reconstruction and Its Benefits*, A. H. R., 1910, pp. 781-799.

② 例えばシヤーマンはハイジマンに引いて何ら再建の民主的成果が存在しなかつたと語つてゐる。

R. W. Shugg, *Origins of Class struggle in Louisiana*, 1939,

pp. 219-232. 参照。

③ 一八六八年のサウス・カロライナ州憲法（抜萃）については L. M. Hacker, *The Shaping of the American Tradition*, 1947, pp. 638-44. 参照。

④ 戦前、下院議員の半数は各部の人口数に応じて選出され、残りの半数は財産資格にもとづいて選出されていた。

⑤ L. M. Hacker, *op. cit.*, pp. 639-41.

⑥ Simkins, *South Carolina*, pp. 93-94.

⑦ M. Coulter, *The South during Reconstruction*, p. 135.

⑧ Simkins, *South Carolina*, p. 561.

⑨ *Ibid.*, pp. 434-43.

⑩ F. B. Simkins, *A History of the South*, p. 299.

⑪ Simkins, *op. cit.*, pp. 101-102.

⑫ L. M. Hacker, *The Triumph of American Capitalism*, p. 279.

⑬ M. Coulter, *The South during Reconstruction*, p. 155.

⑭ Simkins, *South Carolina*, pp. 181-184.

⑮ *Ibid.*, p. 99.

⑯ *Ibid.*, pp. 150-151.

⑰ F. B. Simkins, *A History of the South*, p. 283.

⑱ Simkins, *South Carolina*, p. 256.

## Development of the anti-Shogunate movement in the *Tosa-han* (土佐藩)

by

Yoshimasa Ikeda

The general idea of the anti-Shogunate party has been based mainly upon the *Naramoto* theory that the “*Seigiha*” (正義派) in the *Choshu-han* (長州藩) should be of country-samurai (郷士) or middlefarmer class origin, or enlightened lower samurai (下級武士) or so-called “wealthy families of farming and trading” class, although there came many critical amendments; for in the opinions of many students on this subject appeared the fundamental idea of the *Naramoto* theory.

This idea, however, cannot clarify the destination of the *Meiji* administration allied with the privileged grand businessmen with political affiliations and opposed to the “wealthy families” class. This point we are going to explore on the basis of the transition from the Imperialists to the Anti-Shogunate through the stage of leadership of the *Tosa-han* (土佐藩).

## Reconstruction and the Negroes

by

Yoshio Yamagishi

The interpretation of Reconstruction has been extremely distorted by historians' racial prejudice toward the Negroes.

This essay attempts to describe the role of the Negroes in the Reconstruction period and to revise historians' biased interpretation. After the Civil War the Negroes were released from slavery and struggled for their political and social rights. Particularly in South Carolina the Negroes, led by able Negro leaders, both white and black, represented the most powerful group, and fought for democratic rights and reconstruction of the state. In spite of historians' bitter condemnation, there are such notable achievements as democratic state constitution, public school system, and reform of tax

system in the Reconstruction Government.

Viewed from the Negroes' side, it may safely be asserted that Reconstruction was a democratic movement of the South and in it the Negroes acted as an independent force.

### On the formation of *yin-ch'ai* (銀差)

—change of the statute labor into the tax in silver in the  
Ming dynasty—

by

Hiroshi Iwami

The studies of the corvee law in the Ming dynasty, even its earlier origin, have been concentrated on the *li-chia* (里甲) system, but not miscellaneous services except the *li-chia* (里甲) services. Here, we will especially investigate the formation of *yin-ch'ai* (銀差) in *chün-yao* (均徭), or reasonable arrangement of statute labor, among the problems of miscellaneous services. In *chün-yao* (均徭), dated from 1440s, occurred in the course of time the distinction between services payed in silver and the statute labor as before; these are *yin-ch'ai* (銀差) and *li-ch'ai* (力差). The principal object of this paper consists of two parts: (1) In the formation of *yin-ch'ai* (銀差) should be set forth as premise tax-payment in silver for special services; (2) judging from the details of the transition to the payment in silver, the impulse of its formation should be desire of the bureaucracy for silver.